

支障除去等に関する基金のあり方懇談会（第9回）議事要旨

[議事次第]

1. 日 時 平成23年1月18日(火) 10:02-12:07
2. 場 所 経済産業省別館8階 827会議室
3. 出席者 (出席委員)
浅野委員(座長)、岩間委員、大塚委員、木村委員、黒瀬委員、
島田委員、杉原委員、富田委員、名古屋委員(代理:北沢氏)、
仁井委員、古市委員、星野委員(代理:秋葉氏)
(欠席委員)
植田委員、北村委員
(環境省出席者)
伊藤廃棄物・リサイクル対策部長、吉田適正処理・不法投棄対策室長他

4. 議 題

- (1) 産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成21年度)について
- (2) 支障等のある残存事案等に対する今後の財政的な支援のスキームについて
- (3) その他

5. 配付資料

資料1： 委員名簿

資料2： 第8回議事要旨

資料3： 産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成21年度)について

資料4： 「支障等のある残存事案等に対する今後の財政的な支援のスキーム」等
について

参考資料1： これまでの懇談会(第5回～第8回)の議事要旨関連部分のカテゴリ一
別整理

参考資料2： 既に3/4基金の支援を受けている事案(硫酸ピッチ事案以外)の
行政対応の例について

参考資料3： 不法投棄等の未然防止等対策の強化の推移

参考資料4： 「今後の産業廃棄物対策の基本的方向について」(平成8年9月 生活
環境審議会廃棄物処理部会産業廃棄物専門委員会(委員長:花嶋正孝福岡

大学工学部教授)報告)

参考資料5：「原状回復措置のあり方について」(平成9年1月 原状回復制度研究会(座長：高月紘京都大学環境保全センター教授)報告

6. 議事 懇談会は公開で行われた。

7. 議事要旨

(1) 議題「産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成21年度)について」、事務局から、資料3に基づき、平成21年度に新たに判明した産業廃棄物の不法投棄事案及び不適正処理事案、並びに平成21年度末の時点で残存している残存事案の状況等について説明した。

併せて、議題「支障等のある残存事案等に対する今後の財政的な支援のスキームについて」、資料4に基づき、現行の基金による支援の今後のあり方について、支援の対象及び費用負担のあり方についての論点を説明した。

また、今後、関係者に対して、基金による支援の必要性等について御意見をうかがい、春には新たなスキームについて環境省の案をお示しすることとしていることを説明した。

(2) これに対して、各委員からは、次のような意見等が提出された。

○ 不法投棄事案及び不適正処理事案の原因を解明してほしい。

← (座長意見) ①新たに当該年度に発生した事案、
②既に判明していたが当該年度に報告が必要と都道府県等
が判断した事案
③過去に不法投棄等され、当該年度に新たに発覚した事案
の区分ごとに、それぞれの都道府県等のおかれた状況を踏
まえた調査が必要ではないか。

○ 支障の除去等に要する費用の負担については、排出事業者に対して費用負担を求める方法と許可業者に対して費用負担を求める方法とではおのずと違ってくると思われるが、支障除去等基金については、どちらかやればいいということではなく両方とも必要であることから、それを分けてルール化する必要があるのではないか。

また、許可業者に費用負担を求める場合には、中間処理業者や積替え保管業者に対しても、支障除去等のための積立金を積み立てさせ、そこから支払わせる方法も考える必要があるのではないか。

- 排出事業者の責任が大きいということで支障除去等に係る費用を負担すべきだという議論がされているが、許可業者でありながら多量に不法投棄なり不適正処理を行っている状況が伺えることから、行政の管理責任もあるし、中央行政としてそれをできなかつた法制度についても問題があるのではないか。
- 不法投棄量の総量から見ると圧倒的に大規模事案が多いことから、大規模事案を別にして集計し、分析することが必要なのではないか。このことは、支援スキームを考える上でも必要だと考えている。
- 今後の支援のあり方について、支援の対象や費用負担のあり方等具体的手法の話だけは書かれているが、支援そのものの目的や社会としての意義をどういうところに求めるのかといったことが書かれていないことから、支援制度の基本理念を整理する必要があるのではないか。
- 都道府県等がいわゆる流入規制をかけることに対して、基金がある種の歯止めとなっていることが書かれていない。
- 平成14年7月に取りまとめられた「不法投棄防止及び原状回復に関する懇談会」報告書においても、費用負担について議論されて書かれていることから、書いてほしい。
- 支障の除去等に要する費用の負担に関して、不法投棄事案は排出事業者によるものが最も多いことから、広く、薄く徴収せざるを得ないと思う。また、不適正処理事案は処理業者によるものが多いことから、保険又は共済組合等お金をストックさせる仕組みが考えられるのではないか。さらに、行政についても、広く薄く、あるいは協力金的なものも含め負担をそれなりにプールする仕組みが必要ではないか。これらそれが負担し、支援に必要な処理費用に充てる仕組みが必要ではないか。
- 支障の除去等に要する費用に拠出することの意義は、廃棄物が全国に広がっていることにより地域間の不公平の問題があり、都道府県等によるいわゆる流入規制の歯止めとなることが第一で、次いで、産業連関という基本的な発想が根底にあることの点にある。
- 不法投棄と不適正処理を分けた支援については、この2つが本当にちゃんと分けられるのかという問題と、都道府県等でそれぞれいろんな異なつた観点で分けているとすると、それをベースに議論していいかという疑問がある。もう少し議論していきたい。

- 不法投棄と不適正処理を分けた支援については、完全に切り分けて制度設計するとなると、要件を明確にするのが厄介になり、区別不可能になりかねない。しかし、必ずしも十分にこれまで議論されてこなかったことは事実だ。
- 「産業連関」と言われるときに何をベースにした産業連関なのか、あえて問い合わせたい。確かに建設廃棄物の量は非常に多く、不法投棄と不適正処理でも様相が違う、量と件数でも様相が違う。さらには、実際に支援された実績からいくとまた様相が違う、常に建設廃棄物は量が多いが支障除去という段階になると常に後回しにされる。トータルなリスクをベースにした産業連関ということであればわかるが、不法投棄実績調査という統計数値をベースに産業連関と言われると引っかかる。
- これまでの議論で貴重な意見は出尽くしていると思う。
また、リスクを分担するという意味では、ビジネスをやっている限りは、私どもは適正にやっているから不法投棄等とは関係ないという考え方は成り立たないのでないか。さらに、行政もリスクを負っているわけで、リスクを認識して負担するという覚悟が必要ではないか。
- 行政代執行により支障の除去等を行う場合は、現時点で考えられる最低限度の対策を打ち、あとはアフターケアで対応していくことが基本的なリスクの考え方ではないか。
また、住民は全量撤去というのを要求てくると思うが、それはかえって経済的にも無駄だし、危険。環境へのインパクトに関しても、必ずしもそれがいいとは限らないという合意等を取りつけるような形で持っていく等の取組をする必要があるのではないか。
- 許可業者が、不適正処理にしても不法投棄にしても多いということは、許可業者が管理化されていないという実態があるのでないか。適正に健全になるような方向を考えるべきではないか。
- 我々産業界は社会貢献で拠出しているが、不適正処理事案というのは、やはり自治体がそれなりの権限もあり、責任を負うべきものではないかと考えているので、なぜ拠出が必要なのか、どういう事案を対象に支援するのかというところからまず整理して、支援の仕方等一つずつ整理していくべきではないか。
支援対象については、不法投棄と不適正処理を分けて考えるべきである。
- 企業側の不満として、適正に処理している者が違法行為によるものの費用をな

ぜ負担しなければいけないのかが理解できないという声が結構多い。また、最近、それに輪をかけて出てきているのは、基金制度があることによりモラルハザードが働いているのではないかという意識が強くなっている。

例えば、行政が迅速な対応をしなかつたために問題が大きくなり、生活安全上の支障が出てきて基金に駆け込むようになってきているとか、あるいはその過程で、許可業者のほうも、結局最後は基金が面倒見てくれるからと思いながらやっているというような、そういうモラルハザード、基金の支援の仕組みがあるがゆえに、そういった迅速な措置が遅れているのではないか。そういうことは絶対ないと、今後もあり得ないというような関係者のコミットメントなり、過去もなかったという証明なり、そういうようなことがないと、なかなか産業界としてはこれからも協力していこう、貢献していこうという意欲がなえてしまう。

- 支援の対象は何なのかということを考えていくときに、不法投棄が起きている原因、基金のほうに支援の要請が出てきている要因というのをきちんと分析、分類して、ち密なそれぞれの実態に合った形で、こういうケースについてはこういう支援が望ましい、こういうケースについてはこういう支援が望ましいというようなことを議論していく必要があるので、そういった分析と理論の積み重ねが必要ではないか。

法的な面も含め、きちんと実態とロジックに基づいて、誰が負担するのが適切なのかという議論をきちんと積み重ねていく必要があるのではないか。

そういう意味では、不適正処理と不法投棄というものは分けて議論する必要がある。

- 支障の対象を考えるときに、行政の対応に応じて進めていくべきだと思うが、制度をつくるのであれば、また少し類型的に考えていくようなことも検討しないといけないのではないか。

また、違法行為によるものの費用をなぜ負担しなければいけないかについては、違法行為をした人が所在がわからなかったり、資力がなくて払うお金がないときにどうするかがまさに問題であることから、税金で全部やるか、それとも産業界にも一定の負担をしていただくかが一番肝心なところではないか。

さらに、モラルハザードの問題については、もともとは、支障除去等に要する費用の全額を税金で負担することはモラルハザードになるのではないかという趣旨で議論されていたことを念のため申し上げたい。

- 廃棄物に係る地域間の不公平をどうするかが第一の問題だ。また、基金の支援があつても、いろいろな必要経費を地方が負担しているという状況で都道府県等には非常に不満があるということを聞いてるので、そういうことも踏まえながら制度設計をお願いしたい。
- 行政代執行による支障除去等が迅速にできないのは、予算確保の問題、議会や住民への説明、法律的な検討や状況の調査等にかなりの時間を要することが実態としてある。自治体としての負担や責任を問われるということはあるが、基金があるからそういうのを延ばすというか、迅速に対応していないというようなことは実態としてはないと思う。
- 不適正処理と不法投棄を分けて考えていくのであれば、それぞれの概念を明確にした上で、こういうものを不法投棄としてのジャンルとしてやる、こういうものを不適正処理のジャンルとしてやるという形で、産廃実態調査自体の再整理をぜひお願いしたい。
- 都道府県等による廃棄物の流入規制に対する歯止めという件については、私は基金制度がそういうような効果を果たしているというふうに認識していない。そこを強調されるのであれば、例えば知事会で何らかのコミットをしていただかないう限りは、それを理由としてという話には乗れない。

(7) 最後に、今後の予定について、以下のとおり確認された。

- ・ 次回の第10回懇談会の日程については春ごろを目途に開催
- ・ 春の懇談会に向けて、各委員の意見を伺いながら新しいスキーム案を作成

以上